

小樽市勤労青少年ホーム 使用料

(令和8年4月1日から)

○ 専用利用

(単位：円)

使用区分		時間区分		暖房料 (おおむね11月～4月)		冷房料 (おおむね7月～8月)			
		午前	午後						
		午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午前	午後	午前	午後		
体育館	高校生以下	全面	1,200	全面	1,600	体育館は暖房料の 加算がありません。		体育館は冷房料の 加算がありません。	
		半面	600	半面	800				
	上記以外の者	全面	2,500	全面	3,300				
		半面	1,250	半面	1,650				
軽運動場	高校生以下	全面	300	全面	400	210	290	210	290
		半面	150	半面	200	105	145	105	145
	上記以外の者	全面	700	全面	800	430	580	430	580
		半面	350	半面	400	215	290	215	290
集会室			1,600		2,000	280	370	280	370
和室			900		1,200	110	140	和室・調理室は 冷房料の加算が ありません。	
調理室			600		800	110	140		

- 体育館と軽運動場は半面での利用も可能です。
- 半面利用の場合、使用料と冷暖房料は半額になります。

○ 個人利用

(単位：円)

使用区分		時間区分	
		午前	午後
		午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで
体育館 及び 軽運動場	中学生以下	無料	無料
	高校生 又は高齢者	100	100
	上記以外の者	200	200

- 高齢者とは、市内にお住まいの70歳以上の方をいいます。